

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和 8 年度 西神・山手線および北神線 電車全般・重要部検査 (空気制動装置・戸閉装置等)
契約の相手方	ナブテスコ株式会社
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第 21 条の 13 第 1 項 2 号に該当
随意契約の理由 電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は告示で、重要部検査は 4 年または走行距離が 60 万 km のいずれか短い期間毎、全般検査は 8 年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。 本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配を行える必要がある。 これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に空気制動装置・戸閉装置等の製作を担当した上記業者だけである。	
担 当 部 署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)